

【別紙様式1】 国庫納付に関する条件「有」 地方公共団体以外の者

4 承認条件としての納付金 (有 無)

- ・→無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)
 - 1 地方公共団体 (1)→ (②ア ②イ ②ウ ②エ)
 - 2 地方公共団体以外の者 (1)→ (②ア~ウ ②エ ③ ④ ⑤ア ⑤イ)
- ・→有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)
 - (1)地方公共団体 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②
 - (2)地方公共団体以外の者 ①ア(ア) ①ア(イ) ①ア(ウ) ②

***** 承認条件としての納付金 「有」 *****

第4の1 (2) 地方公共団体以外の者

① 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア 財産処分納付金額

地方公共団体以外の者が行う次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額(評価額(不動産鑑定額又は残存簿価(減価償却後の額)をいう。以下同じ。)に比して著しく低価である場合には、評価額。)に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

$$\text{財産処分納付金額} = \text{譲渡額又は貸付額 (又は評価額)} \times \frac{\text{国庫補助額}}{\text{総事業費}}$$

(ア) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足している場合に行う経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、別表に掲げる事業を行う場合

(イ) 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足している場合に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、別表に掲げる事業を行うもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると厚生労働大臣等が個別に認める場合(合併市町村基本計画に基づくものを含む。)

(ウ) 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

イ 上限額

残存年数納付金額を上限額とする

② 残存年数納付金額とする場合

地方公共団体以外の者が行う上記①以外の有償譲渡又は有償貸付の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。